

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,440,475	流動負債	2,781,004
現金および預金	221,962	買掛金	79,292
売掛金	1,136,537	短期借入金	710,000
未収入金	419,257	リース債務	347,962
未収還付法人税等	95	未払金	106,766
リース投資資産	795,443	未払法人税等	7,269
短期投資	300,000	未払費用	789,045
棚卸資産	42,263	預り金	14,534
仕掛品	26,328	諸前受金	382,096
前払費用	314,163	賞与引当金	341,466
その他流動資産	1,674	その他流動負債	2,570
貸倒引当金	▲ 247	固定負債	1,114,032
繰延税金資産	182,994	長期リース債務	653,670
		退職給付引当金	409,769
固定資産	1,674,615	その他固定負債	50,592
有形固定資産	1,118,517	負債合計	3,895,036
土	417,054		
建物	153,467	(純資産の部)	
電気通信設備	332,534	株主資本	1,220,036
工具器具備品	52,611	資本金	200,000
リース資産	162,060	利益剰余金	1,020,036
建設仮勘定	790	利益準備金	50,000
無形固定資産	147,515	その他利益剰余金	970,036
ソフトウェア	101,790	繰越利益剰余金	970,036
電話加入権	12,781	評価・換算差額等	17
電気通信施設利用権	532	その他有価証券評価差額金	17
リース資産	32,092	純資産合計	1,220,054
建設仮勘定	318		
投資その他の資産	408,582		
株式	26,623		
出資金	10		
長期前払費用	75,831		
敷金	85,510		
長期差入保証金	6,434		
その他の投資等	13		
長期繰延税金資産	214,158		
資産合計	5,115,090	負債・純資産合計	5,115,090

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

平成26年 4月 1日から

平成27年 3月31日まで

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価が把握できるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法。
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

その他のもの …………… 移動平均法による原価法。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法。

商品・仕掛品 …………… 個別法による原価法。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価引下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

…………… 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法。

無形固定資産

自社利用のソフトウェア …………… 利用可能期間(5年)で償却。

リース資産

所有権移転外ファイナンスリ

ース取引に係るリース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更正債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(5) 受注製作のソフトウェア開発プロジェクトの計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められるもので受注額 1千万円以上のもの

…… 進行基準。

その他のもの …… 完成基準。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

なお、資産に係る控除対象外消費税等については、全額費用として処理している。

3. 会計方針の変更

退職給付引当金

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直した結果、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法をデューレーションアプローチに変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が 125, 233千円増加し、繰越利益剰余金が 80, 988千円減少し、繰延税金資産が 44, 245千円増加している。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微である。

4. その他の注記

法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律 第9号)」が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の税率が変更となった。

これにより、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について変更され、繰延税金資産が36, 175千円減少し、法人税等調整額が 36, 175千円増加している。

以 上